

食品残留農薬作業部会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、食品残留農薬作業部会（以下「作業部会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、食品に残留する農薬に関して次の事項を所掌し、検討結果を幹事長に報告する。

- (1) 安全性確保対策に関すること。
- (2) その他必要な施策に関すること。

(組織)

第3条 作業部会の構成は、別表のとおりとし、作業部会の構成員は、別表の各所属において指定する職員とする。

- 2 作業部会には、作業部会長を置く。
- 3 作業部会長は、生活衛生課の職員を充てる。
- 4 作業部会長は、作業部会を招集し、統括する。
- 5 作業部会長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第4条 作業部会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、作業部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

環境農政局	農水産部	農業振興課
	農業技術センター	生産環境部
		病虫害防除部
健康医療局	生活衛生部	◎生活衛生課
	衛生研究所	理化学部
		地域調査部

◎：作業部会長